

## 高知健康科学大学における研究不正防止計画

### (目的)

第1条 本計画は、大学における研究不正を未然に防止するための具体的な施策を示し、研究倫理を徹底することで、大学全体にわたる不正防止体制を強化することを目的とする。研究者、学生、教職員が倫理的な研究活動を行える環境を整え、学内外の信頼を保つことを目指す。

### (啓発活動)

第2条 啓発活動について次の各号のとおりとする。

#### (1) 研修・セミナーの定期実施

研究者向けに研究不正防止に関する研修やセミナーを定期的実施する。研修内容には、研究倫理、データ管理、研究資金の適正使用、コンプライアンスに関する最新のガイドラインや事例が含まれる。また、研修は以下の事項を重点的に取り扱う。

- (i) 具体的事例の共有：国内外の研究不正事例を紹介し、その背景や発生メカニズム、再発防止策を詳細に解説することで、実際の現場でのリスク認識を高める。
- (ii) 行動指針の確認：大学の研究不正防止規定を確認し、研究者が遵守すべき行動規範について理解を深める。
- (iii) オンライン研修：忙しい研究者にもアクセスしやすいよう、オンラインでの研修プログラムを提供し、参加率を向上させる。

#### (2) オリエンテーションの実施

新規研究者および学生に対して、不正防止に関するオリエンテーションを実施する。オリエンテーションでは、研究開始時点から研究倫理に対する意識を高め、適切な研究手法の導入を促進する。以下の内容を含むオリエンテーションを実施する。

- (i) 研究の公正性と信頼性の重要性：科学の信頼性を担保するため、データの捏造、改ざん、盗用の禁止について強調する。
- (ii) データ管理と透明性：研究データの記録方法、保存基準、および第三者による検証可能性の確保について説明する。
- (iii) 適正な研究費の使用：研究資金の申請から使用に至るまでの手続きやルールを明確にし、不正使用防止に向けた意識付けを行う。

#### (3) 倫理教育プログラムの継続実施

すべての研究者、教職員、学生に対して継続的に倫理教育プログラムを提供し、研究不正防止の意識を高める。教育プログラムでは、特に次の内容を扱う。

- (i) 研究倫理規定の遵守：大学が定める研究倫理に関する規定の具体的な実施手順。
- (ii) 倫理委員会の役割：研究不正行為の発見および対応における倫理委員会の役割とその重要性について説明する。

(iii) 外部機関との連携：国内外の研究倫理に関する最新情報を反映させ、大学全体での遵守体制を強化する。

(リスク管理)

第3条 リスク管理について次の各号のとおりとする。

(1) 定期的なリスク評価

大学は、研究活動における不正行為のリスクを定期的に評価し、その結果に基づいて必要な改善策を講じる。リスク評価は以下の観点から実施する。

- (i) 研究データの管理状況：データの正確な記録・保存が適切に行われているかを確認し、必要に応じてガイドラインの更新や研修内容の強化を行う。
- (ii) 研究費の使用状況：研究費の使用が適切であるか、申請内容と一致しているかを確認し、適切な記録保存が行われているかを評価する。
- (iii) 研究者の行動指針遵守状況：研究者が日常の研究活動で倫理規定や行動指針を遵守しているかを定期的に評価する。

(2) 監査・内部調査の実施

不正行為のリスクが発見された場合、大学は速やかに監査や内部調査を実施し、リスクの解消に向けた具体的な対策を講じる。また、監査結果に基づき、研究者や関連部署に対して是正措置や研修の実施を指示する。

- (i) 監査の透明性と客観性の確保：監査は独立した監査部門が行い、内部利害関係者の影響を受けない形で実施する。
- (ii) 外部機関との連携：重大なリスクや不正行為が発見された場合、外部機関と連携して迅速に対応し、再発防止に向けた施策を提案する。

(3) 改善策の導入

リスク評価や監査の結果をもとに、以下のような改善策を講じる。

- (i) 研究データの保存ガイドラインの強化：データの保存期間やバックアップ体制を見直し、データの改ざん防止策を強化する。
- (ii) 研究資金管理の効率化：資金の透明性を確保するため、研究費使用の電子化やシステム化を推進し、研究者が容易に費用管理を行えるようにする。
- (iii) 行動指針の見直し：新たな研究倫理規定や法令に対応するため、定期的に行動指針や倫理ガイドラインを見直し、必要に応じて改訂する。

(継続的な改善と見直し)

第4条 継続的な改善と見直しについて次の各号のとおりとする。

(1) フィードバック体制の整備

大学は、研究不正防止計画が効果的に実施されているかを定期的に評価し、フィードバックを通じて施策の改善を行う。研究者や教職員からの意見を反映させ、不正防止対

策が現場で適切に機能するように調整する。

(2) 年次レビューと改訂

本計画は年次レビューを行い、法令の改正や学内外の倫理規範の変化に応じて適時改訂する。また、監査やフィードバックの結果を反映し、常に最新の研究倫理基準に対応した計画を維持する。

附 則

- 1 この規程は、令和6年11月15日から施行する。